平成２３年（フ）第８４１８号
大阪市平野区長吉出戸５丁目３番69号　センチュリーハイツ出戸302
債務者　金澤　直美（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４８４号
大阪市西区本田１丁目２番５号　太田ビル２階２
債務者　田村　聖子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５４５号
大阪府東大阪市岩田町５丁目15番22号
債務者　井上　賢治
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６１４号
大阪府守口市八雲北町２丁目７番５号
債務者　澤田　　剛
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７０７号
大阪府箕面市白島２丁目19番23号
債務者　安藤　禎剛
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７３１号
大阪府枚方市三栗１丁目３番12―101号
債務者　岩山　勝哉（旧姓墓越・千崎）
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７９５号
大阪府門真市千石西町４番20号
債務者　片田　英幸
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６号
大阪市東住吉区公園南矢田３丁目10番１号　エクセラン公園南４Ｂ
債務者　藤田美智子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８８号
大阪市城東区今福西４丁目４番６―607号
債務者　宮田　逸子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１６号
大阪府枚方市渚東町38番12号
債務者　古閑万奈美
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５１号
大阪府寝屋川市豊野町20番13号
債務者　徳田　春夫
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５２号
大阪府寝屋川市豊野町20番13号
債務者　徳田　文惠
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０１号
大阪市都島区中野町１丁目３番８号　弥生マンション212号
債務者　姫野　　**綠**（旧姓山之端）
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１３号
大阪府茨木市高田町10番２―208号
債務者　成松　愼爾
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２７号
大阪府東大阪市若江東町１丁目２番47号　大和苑
債務者　宮尻　俊子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２８号
大阪市平野区平野南２丁目２番11号
債務者　丹生三枝子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３０号
大阪市城東区諏訪３丁目14番４号
債務者　杉浦　健吾
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３５号
大阪府豊能郡能勢町下田124番地の１　コーポ能勢307号
債務者　川端　康德
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部